改正後

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第六条第一項第三号イ（6）に規定する環境大臣が指定する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（鉱さいであるものに限る。）であって、当該産業廃棄物に含まれる別表の第一欄に掲げる物質ごとに同表の第二欄に掲げる基準に適合するものとする。

一～六　（略）

七　特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号。以下「平成四年告示」という。）第十三号イに掲げる方法により廃石綿等（令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等をいう。以下同じ。）を溶融したことにより生じた産業廃棄物

八～十　（略）

第六条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年環境省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（記録する事項）

第十条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十二の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　無害化処理の用に供する施設が分解施設である場合には、次に掲げる事項

イ　規則第十二条の七第十五項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ、チ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ、リ及びヲ並びに第十六項第二号ヘ、第三号ヘ、リ及びヲ、第四号ト及びヌ並びに第五号ト、ヌ及びワの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ロ　規則第十二条の七第十五項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ、チ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ、リ及びヲ並びに第十六項第二号ヘ、第三号ヘ、リ及びヲ、第四号ト及びヌ並びに第五号ト、ヌ及びワの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

ハ　規則第十二条の七第十五項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十六項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行った年月日

五　無害化処理の用に供する施設が洗浄施設である場合には、規則第十二条の七第十七項第二号の規定によりその例によることとされた第十五項第三号ホの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

六　無害化処理の用に供する施設が分離施設である場合には、次に掲げる事項

イ　規則第十二条の七第十七項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

ロ　規則第十二条の七第十七項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

改正前

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第六条第一項第三号イ（6）に規定する環境大臣が指定する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（鉱さいであるものに限る。）であって、当該産業廃棄物に含まれる別表の第一欄に掲げる物質ごとに同表の第二欄に掲げる基準に適合するものとする。

一～六　（略）

七　特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号。以下「平成四年告示」という。）第十三号イに掲げる方法により廃石綿等（令第二条の四第五号へに規定する廃石綿等をいう。以下同じ。）を溶融したことにより生じた産業廃棄物

八～十　（略）

改正前

（記録する事項）

第十条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十二の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　無害化処理の用に供する施設が分解施設である場合には、次に掲げる事項

イ　規則第十二条の七第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ、チ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ、リ及びヲ並びに第十五項第二号ヘ、第三号ヘ、リ及びヲ、第四号ト及びヌ並びに第五号ト、ヌ及びワの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

ロ　規則第十二条の七第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ、チ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ、リ及びヲ並びに第十五項第二号ヘ、第三号ヘ、リ及びヲ、第四号ト及びヌ並びに第五号ト、ヌ及びワの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

ハ　規則第十二条の七第十四項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行った年月日

五　無害化処理の用に供する施設が洗浄施設である場合には、規則第十二条の七第十六項第二号の規定によりその例によることとされた第十四項第三号ホの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

六　無害化処理の用に供する施設が分離施設である場合には、次に掲げる事項

イ　規則第十二条の七第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(3)　（略）

ロ　規則第十二条の七第十六項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）